

第 13 回 上川流域協議会 要旨

日時:平成 16 年 10 月 14 日(木) 18:30 ~ 21:00

場所:長野県諏訪合同庁舎 5 階 講堂

議事内容

- ・河川整備計画の概要説明及び現在の進捗状況について
- ・各ワーキンググループからの報告
- ・流域協議会のあり方について
- ・その他

決定事項

- ・ 補正予算に係る河川維持工事については、決まり次第運営委員会に報告する。事前に早めに報告できるよう努めるが、緊急的なものについては運営委員会に一任とする。
- ・ 各 WG は、いつ頃までにどのような形で WG の意見をまとめるか話し合い、明確にして議論を進める。
- ・ 外部との情報交換や関係者の意見聴取は流域協議会として行うのではなく、行政を通じて行うことに統一する。(別紙・運営委員会の申し合わせのとおり)

【配付資料】

- ・ 第 12 回上川流域協議会要旨(案) 資料-1
- ・ ワーキンググループからの報告 資料-2
- ・ 上川維持工事関係資料 資料-3
- ・ 諏訪圏域河川整備計画(案)について 資料-4
- ・ 運営委員会の申し合わせ事項(座長より)

議事要旨

◆河川整備計画申請の概要説明及び現在の進捗状況について(事務局説明・質疑応答)

▶流域協議会の意見はどう反映されているか。

A 区間の断面について、いただいた提言を反映させている。B 区間より上流は提言で原案が承認されており、原案どおりとしている。(諏訪建)

▶提言書はすべて受け止めていただいていると考えて良いか。

今回の河川整備計画の中で河川改修に関しては反映している。流域対策その他については、まだ検討中の段階。(諏訪建)

▶県原案にない支流の整備に関してはどうか。また基本高水の問題は？

支流の対策については維持工事として整備区間とは別に行っていくという考え方。基本高水については、整備計画を策定する上で、その対象流量が決まらなければ国の認可を得られない。(諏訪建)

▶上川の「河川工事の目的」の部分に「小和田地区」も入れて欲しい。

修正します。(諏訪建)

▶申請と認可の時期の見込みは？

11月中旬に住民を対象に公聴会を開催し、市町村長の意見書をいただいた上で年内に申請したい。いつ認可になるかは、国の許可なので分からない。(諏訪建)

▶第2章2-2で計画期間20年間とあるが、20年のうちに手をつけるということなのか、それとも完了させるのか？完了にならないとすれば上川の進捗はどの程度になるか？

20年後に終わっている河川も工事中の河川もあると思われる。進捗は今後の経済情勢にも左右される。上川にはできるだけ補助事業を入れたいと考えているが、全国の状況もあり、どうなるかは分からない。上川の中での優先順位は協議会・地元とご相談したい。(諏訪建)

▶上川単独でなく砥川とも一緒に諏訪圏域全体で申請するとのことだが、砥川の方が難航することで全体の認可が遅れるおそれはないか？

河川整備計画は圏域として申請し認可を受ける制度となっているため、8河川一緒に申請し、認可を受ける。(諏訪建)

▶地元の意見は公聴会でしか聴かないのか？

鴨池川・武井田川等、これまで全体計画に基づき地元説明を行い事業を進めてきた河川については、説明会の場でご意見を伺っている。(諏訪建)

▶学識経験者からの意見聴取はどのように行っているのか。またどのような意見が出ているか。

(学識経験者名簿提示)現在個別に各委員を訪問し概要をご説明している段階。いただいたご意見は、文書にまとめ、後日一覧にして公表する。(諏訪建)

▶河川整備計画の内容について、流域協議会として了解したということでしょうか。

良い。(一同)

◆上川の維持管理費について(事務局説明・質疑応答)

---上川に係る維持工事一覧資料に基づき事務局から説明。

今年度進めるべき面積として表に記載しており、H16分はまだ未確定。

契約は単価方式で行い、受注業者・請負額は契約後に全て公表されている。

補正予算は県全体で4億8千万。諏訪建管内で役一億数千万の見込み。これは管内全体であり、まだ調整が必要。箇所が決まり次第運営委員会に諮る。緊急的なものは事後承認として運営委員会に一任。

▶草刈は堤防の上だけか？側面も行うのか？

堤防幅+1mは市が行う。県は堤防法面を刈っている。

▶ヨシ刈りについて、どこで行っているのか。

地方事務所農政課で担当。裁断して土壌改良材として使える。希望する農家の希望をとりまとめ南信リサイクルで加工している。

▶維持工事に関してはすべて事前に流域協議会に諮って欲しい。

箇所を報告することは了承。但し地元・地権者等との調整もあり、必ずしも協議した箇所全て施工できるとは限らないことをご了承願いたい。

報告については、できるだけ早めに行えるよう努力する。

◆ ワーキンググループの経過報告

資料により各 WG から活動報告。現段階では報告を承認する程度とし、ある程度まとめられる段階になったら流域協議会としてまとめ提言したい。

◆ 運営委員会の申し合わせについて

- ・ 流域協議会外との情報交換について：
流域協議会が説明等をする事は避けた方が良い。説明は行政を通して行うようにしたい。
- ・ WGの討議結果をいつまでにとりまとめるのか明確にすべき
運営委員会で検討する。各WGで、いつまでにどのような形でまとめるかを話し合っ
て明確にしていきたい。